年度 / 件数金額 / 事項別	５９年度		６０年度		６１年度		６２年度	
	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出
療養費	445	34,897	456	38,818	421	39,204	487	43,450
（入院）	135	31,503	133	34,132	130	35,616	134	17,270
（通院）	310	3,394	323	4,686	291	3,588	353	26,180
療養手当	0		0	0	0	0	0	0
更正医療	0		0	0	0	0	0	0
葬祭費	0		1	113	0	0	1	119
補装具給付費	112	5,764	95	4,980	95	6,128	76	5,707
（支給）	104	5,527	90	4,869	87	5,960	74	5,674
（修理）	8	237	5	111	8	168	2	33
X線検査	0		0	0	0	0	0	0
合計	557	40,661	552	43,911	516	45,332	564	49,276

年度 / 件数金額 / 事項別	６３年度		平成元年度		２年度		３年度	
	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出
療養費	436	31,269	384	31,138	396	35,779	386	30,112
（入院）	105	27,729	101	28,366	127	32,449	104	27,153
（通院）	331	3,540	283	2,772	269	3,330	282	2,959
療養手当	0	0	0	0	0	0	0	0
更正医療	0	0	0	0	0	0	0	0
葬祭費	2	238	0	0	0	0	0	0
補装具給付費	90	5,080	66	3,296	97	6,737	67	4,289
（支給）	84	4,997	59	2,968	94	6,667	66	4,272
（修理）	6	83	7	328	3	70	1	17
X線検査	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	528	36,587	450	34,434	493	42,516	453	34,401

年度 / 件数金額 / 事項別	４年度		５年度		６年度	
	件数	支　出	件数	支　出	件数	支　出
療養費	318	28,576	382	33,968	289	28,262
（入院）	86	26,165	103	31,231	77	25,725
（通院）	232	2,411	279	2,737	212	2,537
療養手当	0	0	0	0	0	0
更正医療	0	0	0	0	0	0
葬祭費	0	0	0	0	0	0
補装具給付費	45	2,471	84	6,154	54	3,268
（支給）	43	2,436	75	5,923	51	3,208
（修理）	2	35	9	231	3	60
X線検査	0	0	0	0	0	0
合計	363	31,047	466	40,122	343	31,530

国鉄無賃乗車券引換者数交付状況（年度別）

種　別	４７年度まで	４８	４９	５０	５１	５２	５３	５４
乗車券交付	524	73	53	74	55	43	73	116

種　別	５５	５６	５７	５８	５９	６０	６１	６２	６３
乗車券交付	117	66	53	36	20	27	37	34	38

種　別	元	2	3	4	5	6
乗車券交付	32	37	32	75	85	37

エ．特別給付金支給法による援護（戦傷病者の妻）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法は昭和４１年法律第１０９号で制定された。この法律は戦傷病者等の妻には、生涯の伴侶である夫が障害を有していることにより当該戦傷病者等の日常生活上の介助及び看護、家庭の維持等のため払ってきた特別な精神的苦痛に対し、国として特別な慰籍を行う目的で制定されたものである。

法制定当初の「戦傷病者等」とは昭和１２年７月７日以後（日華事変以後）に受傷、り病し、昭和３８年４月１日において恩給法の増加恩給等、又は援護法による障害年金等を受けていた軍人・軍属、又は準軍属であって、同日において恩給法別表の第五項症までに該当している者で、「その妻」とは昭和３８年４月１日の基準日に戦傷病者と婚姻している者（事実婚を含む）をいい、その妻に特別給付金が支給された。

沖縄県における当初の受付件数は１，２３９件で、うち１，１２５件が裁定された。

法制定以来、十数次の改正がなされ対象者が拡大されてきたが、主な改正点は次

のとおりである。

(ｱ) 戦傷妻特給法による特別給付金の支給対象となる戦傷病者の障害の程度が、昭和４２年から順次拡大され、昭和４６年から第五款症以上となった。

(ｲ) 新たに昭和４８年４月１日、昭和５４年４月１日、昭和５８年４月１日及び平成３年４月１日を基準日として、特別給付金が支給された。

(ｳ) 昭和３８年４月１日を基準日とした戦傷病者等の妻で継続の戦傷妻特給の受給権を取得した者及び昭和４８年４月１日又は昭和５４年４月１日を基準日とした戦傷妻特給の受給権を取得した者に対し、当該戦傷病者等が昭和６１年９月３０日以前に平病死亡した場合に特別給付金が支給されるようになった。

資料　　戦傷病者等の妻に対する特別給付金受付処理状況

（平成７年３月末現在）

	国債の名称 発　行　日 額　・償還期間	受付	他県 送付	取り 下げ	裁　定		計	未 処理
					可決	却下		
1	第２回特別給付金 昭和38年5.16 10万～5万円・10年	1,239	0	74	1,125	40	1,239	0
2	第６回特別給付金 昭和51.10.1 30万円～15万円・10年	1,042	1	34	1,004	3	1,042	0
3	第８回特別給付金 昭和54.10.1 5万円～2.5万円・5年	157	12	0	145	0	157	0
4	第１１回特別給付金 昭和59.10.1 2万円～1万円・2年	146	1	40	103	2	146	0
5	第１２回特別給付金 昭和61.10.1 30万円～15万円・10年	937	2	2	927	6	937	0
6	第１３回特別給付金 昭和61.10.1 5万円・5年	107	0	0	100	7	107	0
7	第１５回特別給付金 平成3.10.1 15万円～7.5万円・5年	7	0	0	7	0	7	0

オ．戦傷病者相談員について

昭和４０年に戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）の第８条の２の規定が新たに設けられ、戦傷病者相談員制度が発足した。戦傷病者の福祉の増進を図るため、社会的信望があり、かつ、戦傷病者の援護に熱意と識見をもっている者に厚生大臣から戦傷病者相談員を委託任命している。

相談事項は戦傷病者特別援護法による援護の受給、恩給法等の各種恩給の受給、身体障害者福祉法等による各種社会福祉制度の利用に関する事項等をはじめ、戦傷病者の身上相談、職業相談等も応じている。業務委託の期間は３年となっている。

資料　　相談員の設置状況（年度別）

年　度	４５年度	４６～５０	５１～６３	平成元年度 ～ ６
件　数	15	20	18	18

戦傷病者相談員業務状況　（年度別）

法　令　別	年度 相談種別	相談員業務取扱件数						
		４８	４９	５０	５１	５２	５３～５４	５５
(1) 戦傷病者特別援護法による援護の受給に関する事項	手帳の交付	58	63	62	73	14	19	9
	療養の給付	14	16	26	23	13	5	3
	補装具支給修理	30	40	53	75	29	48	16
	ＪＲ無賃乗車券	28	63	95	146	23	215	117
	その他	25	70	49	51	18	11	29
(2) 恩給法等による各種恩給等の受給に関する事項	恩給法	56	106	138	467	88	138	152
	援護法	45	90	107	350	84	109	71
	その他	31	45	47	80	18	38	20
(3) 身体障害者福祉法等による各種社会福祉制度の利用に関する事項	身障者更正援護施設	3	7	1	6	5	2	3
	世帯更正資金	14	12	18	16	2	5	4
	その他	14	29	60	45	21	21	6
(4) 職業の斡旋等に関する事項		10	21	16	23	8	2	0
(5) その他		4	8	24	58	55	3	4
合　計		332	570	696	1413	378	616	434
相談の態様	（自宅相談）	182	298	386	613	200	231	208
	（出張相談）	150	272	310	800	178	385	226

法令別	相談種別	相談員業務取扱件数						
		56	57	58	59	60	61	62
(1) 戦傷病者特別援護法による援護の受給に関する事項	手帳の交付	11	14	9	14	15	29	24
	療養の給付	2	2	6	4	1	3	6
	補装具支給修理	33	18	20	22	42	14	15
	JR無賃乗車券	38	34	32	32	61	30	24
	その他	10	11	11	9	4	5	16
(2) 恩給法等による各種恩給等の受給に関する事項	恩給法	198	124	106	82	70	83	140
	援護法	125	81	87	59	54	91	99
	その他	31	24	20	24	41	59	16
(3) 身体障害者福祉法等による各種社会福祉制度の利用に関する事項	身障者更正援護施設	7	0	0	2	4	5	0
	世帯更正資金	4	2	4	6	8	2	0
	その他	9	6	6	7	8	6	11
(4) 職業の斡旋等に関する事項		2	1	0	2	2	0	0
(5) その他		0	36	30	13	33	6	33
合計		470	353	331	276	343	333	384
相談の態様	(自宅相談)	227	174	168	124	122	183	267
	(出張相談)	243	179	163	152	221	150	117

法令別	相談種別	相談員業務取扱件数						
		63	元	2	3	4	5	6
(1) 戦傷病者特別援護法による援護の受給に関する事項	手帳の交付	22	30	26	19	15	16	16
	療養の給付	4	7	10	6	8	3	6
	補装具支給修理	23	28	26	17	11	9	11
	JR無賃乗車券	25	39	39	17	26	30	20
	その他	5	4	15	14	12	19	16
(2) 恩給法等による各種恩給等の受給に関する事項	恩給法	150	153	169	143	131	113	104
	援護法	135	130	128	76	50	50	50
	その他	12	11	15	14	15	26	28
(3) 身体障害者福祉法等による各種社会福祉制度の利用に関する事項	身障者更正援護施設	1	0	4	0	1	1	3
	世帯更正資金	0	0	7	5	0	2	0
	その他	11	53	5	9	9	11	4
(4) 職業の斡旋等に関する事項		0	0	1	1	2	4	1
(5) その他		76	11	11	14	29	9	32
合計		464	466	456	335	309	293	291
相談の態様	(自宅相談)	324	315	310	236	210	178	198
	(出張相談)	140	151	146	99	99	115	93

(4) 旧軍人軍属の援護

ア. 恩給法（普通恩給等）による援護

旧軍人軍属の恩給については、昭和２１年勅令第６８号により傷病恩給を除いて廃止、軍人軍属の在職年除算、戦犯者・公職追放者の恩給が廃止された。

恩給法特例審議会の建議に基き、昭和２８年法律第１５５号として、旧軍人軍属の恩給は復活したが、その内容は昭和２１年の旧軍人恩給の廃止、制限前のそれとは相当異なっており、加算年は旧軍人恩給廃止制限前に裁定を受けたものについてのみ認めるが、恩給年額計算の際は一定の率で減額することにし、また、一時恩給についても引き続く実在職年が７年以上ということが要件とされ、仮定俸給額も文官に比較して４号俸低く格付けされていた。また若年停止年令の引き上げ、公務扶助料倍率の是正が行われ、加算制度や、勤続加給制度が廃止された。このように一定の制限のもとではあったが、旧軍人恩給は再出発したのであるが、受給者にとって満足のいくものとはいえず、その後、昭和２９年法律第２００号により、戦犯者の恩給停止解除、戦犯者で刑死又は、獄死したものに、公務扶助料を支給、多額停止の停止基準が引き上げられた。昭和３０年法律第１４３号で恩給年額の増額、旧軍人等の短期の実在職年通算、戦犯拘禁期間の通算、公務死の範囲拡大等がはかられた。昭和３１年法律第１７７号により、昭和１６年１２月８日から昭和２０年９月１日までの間に、本邦及び本邦と同様の事情にあった樺太、千島列島、朝鮮、満州、台湾における在職期間内において、その職務に関連して負傷し、または疾病にかかり、これにより死亡した旧軍人等の遺族に対して、扶助料が支給された。（特例扶助料）

昭和３２年には、法律第１５４号ですべての実在職年が算入されることになり、（昭和３５年７月以降）旧軍人准士官以下の公務扶助料倍率是正等の措置が講ぜられ、昭和３３年法律第１２４号の改正があり、昭和３４年には、法律第１４０号で傷病恩給についての内部疾患の査定基準が定められた。昭和３６年には法律第１３９号により、旧軍人恩給廃止制限前に裁定を受けていなかった者についての地域加算の恩給基礎在職年への算入、旧日本医療団職員期間の算入、外国政府職員期間の算入等の措置が講ぜられている。昭和３７年法律第１１４号、昭和３８年法律第１１３号と改正が行われ、昭和３９年法律第１５１号で旧軍人等の南西諸島戦務加算等が行われた。

昭和４０年法律第８２号による改正があり、昭和４１年法律第１２１号で長期在職者の低額恩給について、最低保障制度が創設された。その後、昭和４２年法律第

８３号、昭和４３年法律第４８号と改正があり、昭和４５年法律第９９号で、南西諸島等において抑留された旧軍人等の在職年に対する加算措置等がとられ、昭和46年法律第８１号で職務関連り傷病者に対する特例傷病恩給が支給されることになった。昭和４７年法律第８０号、昭和４８年法律第６０号と改正があった。昭和４９年法律第９３号で旧軍人等に対する一時恩給が支給（実在職年３年以上７年未満の下士官以上の旧軍人で、下士官以上としての在職年６月以上１年未満のもの）されるようになった。昭和５０年法律第７０号で実在職年３年以上７年未満の兵たる旧軍人に対する一時恩給の支給、実在職年３年以上７年未満の下士官以上の旧軍人で、下士官以上としての在職年６月未満のものへ一時恩給が支給された。昭和５１年法律第５１号、昭和５２年法律第２６号の改正を経て、昭和５３年法律第３７号で、断続実在年３年以上の旧軍人等に対する一時金の支給が行われた。昭和５４年法律第５４号で、昭和２０年１１月３０日までの実在職年が最短恩給年限以上である、旧海軍の特務士官及び准士官の仮定俸給の改善等が行われた。昭和55年法律第３９号で、旧国際電気通信株式会社の社員期間の通算条件が緩和され、その後も毎年恩給の増額改善等が行われている。

恩給の請求手続きについては、地方自治法附則第１条旧軍人等の身上の取扱いに関する事務を行うことを根拠とし、都道府県知事から厚生省を経由し、恩給局に進達することになっている。

普通恩給とは、公務員が一定の年数以上在職した場合に支給される年金恩給である。

旧軍人とは

① 陸、海軍の現役、予備役又は、補充兵役にある者

② 国民兵役にある者で、召集された者及び志願により国民軍に編入された者

旧準軍人とは、

① 陸軍の見習士官、海軍の候補生及び見習慰官

② 勅令で指定する陸軍又は、海軍の学生生徒をいう。

一時恩給、一時扶助料とは、実在職年３年以上で、普通恩給を受けることができる年限に達しないで退職した公務員やその遺族に支給される一時金である。

資料　　恩給処理状況（年度別）

年度 / 恩給種別		対象見込件数	昭和５６年度 受付	昭和５６年度 処理	５７ 受付	５７ 処理	５８ 受付	５８ 処理
傷病恩給		2,900	2,855	2,851	2,923 68	2,910 59	2,964 41	2,964 54
公務扶助料		28,750	28,741	28,739	28,750 9	28,748 9	28,754 4	28,754 6
普通恩給	初度・通算改定	2,819	2,572	2,572	2,573 1	2,573 1	2,576 3	2,576 3
	加算恩給	10,782	10,744	10,735	10,798 54	10,798 63	10,843 45	10,843 45
普通扶助料	初度・通算改定	419	360	360	361 1	361 1	361 0	361 0
	加算扶助料	490	477	477	484 7	483 6	489 5	489 6
小計		46,160	45,749	45,734	45,889 140	45,873 139	45,987 98	45,987 114
一時恩給	下士官	3,758	1,812	1,808	1,834 22	1,832 24	1,848 14	1,847 15
	兵	6,000	2,008	2,005	2,075 67	2,075 70	2,183 108	2,176 101
一時扶助料	下士官	74	72	69	75 3	73 4	77 2	75 2
	兵	225	219	219	223 4	223 4	226 3	226 3
小計		10,057	4,111	4,101	4,207 96	4,203 102	4,334 127	4,324 121
加算改定	普通恩給	13,000	2,198	1,552	2,849 651	1,997 445	3,172 323	2,347 350
	公務扶助料	42	20	20	21 1	20 0	27 6	24 4
	普通扶助料	300	290	290	325 35	302 12	354 29	304 2
小計		13,342	2,508	1,862	3,195 687	2,319 457	3,553 358	2,675 356
一時金		630	172	171	203 31	202 31	240 37	239 37
合計		70,189	52,540	51,868	53,494 954	52,597 729	54,114 620	53,225 628

年度 / 恩給種別		59		60		61		62	
		受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理
傷病恩給		2,980 16	2,980 16	3,012 32	3,002 22	3,023 11	3,030 28	3,058 35	3,066 36
公務扶助料		28,762 8	28,762 8	28,765 3	28,768 6	28,768 3	28,771 3	28,769 1	28,772 1
普通恩給	初度・通算改定	2,576 0	2,576 0	2,576 0	2,576 0	2,576 0	2,576 0	2,576 0	2,576 0
	加算恩給	10,876 33	10,876 33	10,891 15	10,900 24	10,898 7	10,910 10	10,917 19	10,929 19
普通扶助料	初度・通算改定	361 0	361 0	361 0	361 0	361 0	361 0	361 0	361 0
	加算扶助料	498 9	498 9	502 4	503 5	507 5	508 5	511 4	512 4
小計		46,053 66	46,053 66	46,107 54	46,110 57	46,133 26	46,156 46	46,192 59	46,216 60
一時恩給	下士官	1,854 6	1,854 7	1,874 20	1,874 20	1,892 18	1,892 18	1,898 6	1,898 6
	兵	2,267 84	2,258 82	2,382 115	2,369 111	2,445 63	2,425 56	2,505 60	2,479 54
一時扶助料	下士官	78 1	77 2	79 1	78 1	81 2	80 2	82 1	80 0
	兵	226 0	226 0	231 5	231 5	237 6	234 3	240 3	236 2
小計		4,425 91	4,415 91	4,566 141	4,552 137	4,655 89	4,631 79	4,725 70	4,693 62
加算改定	普通恩給	3,784 612	2,629 282	4,428 644	3,259 630	4,581 153	3,476 217	4,722 141	3,655 179
	公務扶助料	28 1	27 3	28 0	27 0	28 0	27 0	28 0	27 0
	普通扶助料	355 1	305 1	355 0	305 0	355 0	305 0	355 0	305 0
小計		4,167 614	2,961 286	4,811 644	3,591 630	4,964 153	3,808 217	5,105 141	3,987 179
一時金		262 22	260 21	267 5	267 7	277 10	277 10	279 2	278 1
合計		54,907 793	53,689 464	55,751 844	54,520 831	56,029 278	54,872 352	56,301 272	55,174 302

年度 / 恩給種別		63		平成元年度		2		3	
		受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理
傷病恩給		3,085 27	3,129 63	3,113 28	3,169 40	3,125 12	3,186 17	3,143 18	3,207 21
公務扶助料		28,776 1	28,777 5	28,778 2	28,779 2	28,782 4	28,783 4	28,783 1	28,784 1
普通恩給	初度・通算改定	2,576 0	2,576 0	2,576 0	2,576 0	2,576 0	2,576 0	2,583 7	2,586 10
	加算恩給	10,924 7	10,936 7	10,932 8	10,946 10	10,940 8	10,954 8	10,941 1	10,956 2
普通扶助料	初度・通算改定	361 0	361 0	361 0	361 0	361 0	361 0	361 0	361 0
	加算扶助料	515 4	515 3	518 3	519 4	523 5	526 7	523 0	528 2
小計		46,237 45	46,294 78	46,278 41	46,350 56	46,307 29	46,386 36	46,334 27	46,422 36
一時恩給	下士官	1,903 5	1,900 2	1,908 5	1,905 5	1,913 5	1,911 6	1,915 2	1,913 2
	兵	2,530 25	2,501 22	2,547 17	2,518 17	2,555 8	2,529 11	2,559 4	2,534 5
一時扶助料	下士官	84 2	82 2	86 2	84 2	86 0	84 0	86 0	84 0
	兵	242 2	239 3	243 1	240 1	244 1	241 1	244 0	241 0
小計		4,759 34	4,722 29	4,784 25	4,747 25	4,798 14	4,765 18	4,804 6	4,772 7
加算改定	普通恩給	4,951 229	3,893 238	4,981 30	3,924 31	5,081 100	4,024 100	5,148 67	4,094 70
	公務扶助料	28 0	27 0	28 0	27 0	28 0	27 0	28 0	27 0
	普通扶助料	355 0	305 0	355 0	305 0	355 0	305 0	355 0	305 0
小計		5,334 229	4,225 238	5,364 30	4,256 31	5,464 100	4,356 100	5,531 67	4,426 70
一時金		282 3	281 3	283 1	282 1	283 0	282 0	285 2	284 2
合計		56,612 311	55,522 348	56,709 97	55,635 113	56,852 143	55,789 154	56,954 102	55,904 115

年度 / 恩給種別		4		5		6	
		受付	処理	受付	処理	受付	処理
傷病恩給		3,155 12	3,219 12	3,166 11	3,230 11	3,171 5	3,236 6
公務扶助料		28,787 4	28,790 6	28,790 3	28,793 3	28,793 3	28,796 3
普通恩給	初度・通算改定	2,584 1	2,592 6	2,584 0	2,593 1	2,584 0	2,593 0
	加算恩給	10,941 0	10,956 0	10,943 2	10,958 2	10,945 2	10,959 1
普通扶助料	初度・通算改定	362 1	362 1	362 0	362 0	363 1	363 1
	加算扶助料	523 0	528 0	529 6	535 7	534 4	540 5
小計		46,352 18	46,447 25	46,374 22	46,471 24	46,389 15	46,487 16
一時恩給	下士官	1,918 3	1,916 3	1,921 3	1,919 3	1,921 0	1,919 0
	兵	2,567 8	2,543 9	2,608 41	2,582 39	2,617 9	2,593 11
一時扶助料	下士官	86 0	84 0	86 0	84 0	86 0	84 0
	兵	245 1	242 1	261 16	259 17	266 5	264 5
小計		4,816 12	4,785 13	4,876 60	4,844 59	4,890 14	4,860 16
加算改定	普通恩給	5,154 6	4,107 13	5,158 4	4,113 6	5,158 0	4,113 0
	公務扶助料	28 0	27 0	28 0	27 0	28 0	27 0
	普通扶助料	355 0	305 0	386 31	336 31	388 2	338 2
小計		5,537 6	4,439 13	5,572 35	4,476 37	5,574 2	4,478 2
一時金		286 1	285 1	286 0	285 0	288 2	287 2
合計		56,991 37	55,956 52	57,108 117	56,076 120	57,141 33	56,112 36

イ．軍歴証明事務

軍歴証明事務は、恩給法に基づく軍人恩給請求のための軍歴証明をはじめ、文官恩給への旧軍人在職期間の通算に伴う軍歴証明、各種共済組合への旧軍人在職年通算のための軍歴証明等、旧軍人軍属であった者の恩給請求に関する軍歴の整備、証明の事務である。

軍歴証明事務は復帰前は旧陸海軍とも厚生省で行っていたが、復帰後地方自治法施行と同時に同法附則第１０条の事務として、陸軍は県に責任と権限が移されたが、海軍は従来どおり厚生省で行っている。

この事務は、沖縄が今次大戦において住民を巻き込んだ唯一の地上戦がくり広げられた事から、戸籍謄本をはじめあらゆる物的資料が焼失したため、軍歴証明はかなり厳しい状況の中で推し進められてきた。このような中で未だ軍歴証明の申立てがあるが、公的資料の不足に加え、請求者の記憶のうすれ等、軍歴整備の調査究明は、困難な状況となっている。

資料　　軍歴証明の処理状況（年度別）

区分＼年度	４８		４９		５０		５１		５２	
	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理
軍人文官等恩給請求	124	102	193	172	375	374	569	552	1281	1248
共済組合法に基づく履歴整備	390	304	356	249	31	6	139	227	96	99
その他（裁判所等）	86	61	46	22	62	69	19	18	35	31
計	600	467	595	443	468	449	727	797	1412	1378

区分＼年度	５３～５４		５５～５６		５７		５８		５９	
	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理
軍人文官等恩給請求	1153	1101	799	864	213	225	260	230	151	210
共済組合法に基づく履歴整備	392	388	285	408	181	175	218	205	160	178
その他（裁判所等）	49	44	37	58	14	13	10	12	7	11
計	1594	1533	1121	1330	408	413	488	447	318	399

区分＼年度	60		61		62		63		平成元	
	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理
軍人文官等恩給請求	148	168	120	103	103	126	87	83	51	51
共済組合法に基づく履歴整備	97	104	52	54	48	54	34	31	24	27
その他（裁判所等）	2	3	9	8	7	8	5	5	5	4
計	247	275	181	165	158	188	126	119	80	82

区分＼年度	2		3		4		5		6	
	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理
軍人文官等恩給請求	44	45	24	11	24	30	20	29	19	22
共済組合法に基づく履歴整備	7	8	8	8	12	12	10	10	19	20
その他（裁判所等）	11	12	9	8	9	9	5	3	2	3
計	62	65	41	27	45	51	35	42	40	45